

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター 業務方法書

第一章 総則

(目的)

第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第22条第1項及び東京都が設立する地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターの業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する規則（平成18年東京都規則第79号。以下「規則」という。）第2条の規定に基づき、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター（以下「法人」という。）の行う業務の基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。

(法人運営に関する基本的事項)

第2条 法人は、法人の運営基本理念及び運営方針を策定するものとする。

2 法人は、役員、職員及び契約職員（以下「役職員等」という。）の倫理指針及び行動指針を定めなければならない。

(業務運営の基本方針)

第3条 法人は、法第26条第1項の規定により、中期目標を達成するために作成する中期計画に基づき、業務の効率的かつ効果的な運営に努めるものとする。

(中期計画等の策定に関する事項)

第4条 法人は、中期計画等（法第26条に規定する中期計画及び法第27条に規定する年度計画をいう。以下同じ。）の策定に関し、所要の規程等を整備するものとする。当該規程等には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 中期計画等の策定過程の整備
- 二 中期計画等の進捗管理体制の整備

(中期計画等の評価に関する事項)

第5条 法人は、中期計画等の評価に関し、所要の規程等を整備するものとする。当該規程等には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 中期計画等に基づき実施する業務の評価体制の整備及び評価活動の適切な運営
- 二 中期計画等の進捗状況のモニタリング
- 三 業務実績報告書の作成

(理事会の設置及び役員の方掌に関する事項)

第6条 法人は、理事会の設置及び役員の方掌に関し、所要の規程等を整備するものとする。

当該規程等には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 理事長を頂点とした意思決定ルールの明確化
- 二 理事長の意思決定を補佐する理事会の設置
- 三 役員の仕事分掌明示による責任の明確化
- 四 本部・事業組織等会議の開催

(予算の適正な配分に関する事項)

第7条 法人は、運営費交付金を原資とする予算の配分が適正に実施されることを確保するための体制整備及び評価結果を法人内部の予算配分等に活用する仕組みを構築するものとする。

第二章 産業技術に係る試験、研究及び調査

(試験に関する業務)

第8条 法人は、依頼に応じて、産業技術（食品工業技術を含む。以下同じ。）に係る試験（以下「依頼試験」という。）を実施することができる。

2 法人は依頼試験を実施するときは、適正な対価を徴収するものとする。

(研究及び調査に関する業務)

第9条 法人は、産業技術に係る研究及び調査（以下「研究等」という。）を実施する。

2 法人は、政府等外部機関からの資金の提供を受けて研究等を実施することができる。

3 法人は、他の者と共同して行う研究等（以下「共同研究」という。）を実施することができる。

4 法人は、前項の共同研究を行おうとするときは、その相手方との間に契約を締結するものとする。

5 前項の契約においては、次の事項について定めるものとする。

- 一 課題名及び内容
- 二 実施期間
- 三 業務及び経費の分担
- 四 知的財産権の取扱い
- 五 その他必要な事項

(研究等の受託)

第10条 法人は、研究等の実施を受託することができる。

2 法人は、前項の受託をしようとするときは、委託者との間に契約を締結するものとする。

3 前項の契約においては、次の事項について定めるものとする。

- 一 課題名及び内容

- 二 実施期間
- 三 受託料
- 四 知的財産権の取扱い
- 五 その他必要な事項

(研究開発業務に関する事項)

第11条 法人は、研究開発業務の評価及び研究開発業務における不正防止に関し、所要の規程等を整備するものとする。当該規程等には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 研究開発業務の評価に関する事項
 - イ 研究評価体制の確立
 - ロ 研究予算の配分基準の明確化
- 二 研究開発業務における不正防止に関する事項
 - イ 厳格なルールを要する研究におけるリスク要因の認識と明確化
 - ロ 研究費の適正管理
 - ハ 経費執行の内部けん制
 - ニ 論文ねつ造等研究不正の防止
 - ホ 研究成果の管理
 - ヘ 研究開発資金の管理状況把握

第三章 産業技術に係る普及、相談及び支援

(普及、相談及び支援に関する業務)

第12条 法人は、産業技術に係る普及、相談及び支援（以下「普及及び相談等」という。）を実施する。

- 2 法人は、次の方法により、普及及び相談等を実施する。
 - 一 発表会及び講習会等を開催すること。
 - 二 報告書等を作成し、これを頒布すること。
 - 三 学会等で発表すること。
 - 四 電子情報として発信すること。
 - 五 取得した知的財産権を公開し、それを実施させること。
 - 六 産学公の連携を支援すること。
 - 七 その他、事例に応じて適当と認められる方法
- 3 法人は、普及及び相談等を実施するときは、法人が委嘱した専門知識を有する外部専門家を活用することができる。
- 4 法人は、普及及び相談等の業務を実施するときは、適正な対価を徴収することができる。

第四章 試験機器等の設備及び施設の提供

(試験機器等の設備及び施設の提供に関する業務)

第13条 法人は、依頼に応じて試験機器等の設備及び施設を貸し付けることができる。

2 法人は、試験機器等の設備及び施設を貸し付ける場合には、適正な対価を徴収することができる。

第五章 内部統制

(内部統制に関する基本方針)

第14条 法人は、役員（監事を除く。）の職務の執行が法、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターに係る地方独立行政法人法に規定する重要な財産を定める条例（平成17年東京都条例第158号）、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターに係る地方独立行政法人法第五十九条第二項に規定する条例で定める内部組織を定める条例、定款及びその他の法令に適合することを確保するための体制並びにその他法人の業務の適正を確保するための体制を整備するとともに、継続的にその見直しを図るものとする。

(内部統制の推進に関する事項)

第15条 法人は、内部統制の推進に関し、所要の規程等を整備するものとする。当該規程等には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 役員を構成員とする内部統制に関する委員会等の設置
- 二 内部統制を担当する役員の決定
- 三 法人における内部統制を推進する組織の指定及び推進責任者の指定
- 四 多摩テクノプラザ及び各支所における内部統制推進責任者等の指定
- 五 内部統制を担当する役員、内部統制を推進する組織及び推進責任者間における報告会の実施
- 六 内部統制を担当する役員から内部統制委員会等への報告及び改善策の検討
- 七 内部統制を担当する役員と職員等との面談の実施
- 八 内部統制を担当する役員によるモニタリング体制の運用
- 九 内部統制を推進する組織におけるモニタリング体制の運用
- 十 内部統制に関する研修会の実施
- 十一 コンプライアンス違反等の事実発生時における対応方針、是正措置及び再発防止策の決定
- 十二 反社会的勢力への対応方針等
- 十三 関係各部署の業務手順の作成（標準業務手順、マニュアル整備等）

(リスク評価及び対応に関する事項)

第16条 法人は、業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を可能とする所要の規程等を整備するものとする。当該規程等には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 コンプライアンス推進委員会の設置
- 二 業務ごとの業務フローの認識及び明確化
- 三 業務フローごとに内在するリスク因子の把握及びリスク発生原因の分析
- 四 把握したリスクに関する評価
- 五 リスク顕在時における広報体制及びマニュアルの整備
- 六 具体的な研究内容など専門的知見を要する広報におけるマニュアルの整備
- 七 保有施設の点検及び必要な補修等
- 八 事故・災害等の緊急時に関する事項
 - イ 防災業務計画及び事業継続計画の策定並びに計画に基づく訓練等の実施
 - ロ 事故・災害時の対策本部の設置、構成員の決定
 - ハ 事故・災害時の初動体制の構築及び情報収集の迅速な実施

(監事及び監事監査に関する事項)

第17条 法人は、監事及び監事監査に関し、所要の規程等を整備するものとする。当該規程等には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 監事に関する事項
 - イ 監事監査に関する規程の整備に対する監事の関与
 - ロ 理事長と常時意思疎通を確保する体制
 - ハ 補助者の独立性に関すること
 - ニ 組織規程等における権限の明確化
 - ホ 監事・会計監査人と理事長との会合の定期的な実施
- 二 監事監査に関する事項
 - イ 監事監査に関する規程に基づく監査への協力
 - ロ 補助者への協力
 - ハ 監査結果に対する改善状況の報告
 - ニ 監査報告の東京都知事及び理事長への報告
 - ホ 監査結果の業務への適切な反映
- 三 監事によるモニタリングに必要な事項
 - イ 監事の理事会等重要な会議への出席
 - ロ 業務執行の意思決定に係る文書を監事が閲覧・調査できる仕組み
 - ハ 法人の財産の状況を調査できる仕組み
 - ニ 監事と会計監査人との連携
 - ホ 監事と監査部門等との連携

- へ 役職員等の不正、違法、著しい不当事実の監事への報告義務
- ト 監事から文書提出や説明を求められた場合の役職員等の応答義務

(内部監査に関する事項)

第18条 法人は、業務手順に沿った公正かつ効率的な執行を確保するため、監査部門等を設置し、業務の執行状況について内部監査を実施するとともに、内部監査の結果に対する改善措置状況を理事長に報告するものとする。

(内部通報及び外部通報に関する事項)

第19条 法人は、内部通報及び外部通報に関し、所要の規程等を整備するものとする。当該規程等には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 内部通報窓口及び外部通報窓口の設置
- 二 内部通報者及び外部通報者の保護
- 三 内部通報及び外部通報の処理を担当する理事長、理事及び監事に確実にかつ内密に報告される仕組みの整備

(職員等の人事及び懲戒に関する事項)

第20条 法人は、職員等の人事管理について、次の各号に掲げる事項が適正に実施されることを確保するための体制整備を行うものとする。

- 一 業務の適正を確保するための定期的な人事異動
- 二 同一部署に長期在籍する者の存在把握

2 法人は、職員等に対する懲戒の実施及び懲戒の基準を示す規程を整備するものとする。

第六章 情報システム

(情報システムの整備及び利用に関する事項)

第21条 法人は、情報システムの整備及び利用に関し、所要の規程等を整備するものとする。当該規程等には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 情報システムの整備に関する事項
 - イ 業務執行に係る意思決定プロセス及び経費支出の承認プロセスに係るチェックシステムの構築
 - ロ 理事長の指示及び法人の使命が確実に役職員等に伝達される仕組み
 - ハ 危機管理、問題等の情報連絡体制の整備
- 二 情報システムの利用に関する事項
 - イ 業務システムを活用した効率的な業務運営（情報化の推進）
 - ロ 情報を利用可能な形式に整えて活用できる以下の事項
 - (1) 法人が保有するデータの所在情報の明示

(2) データへのアクセス権の設定

2 法人は、業務変更に伴う情報システムの改変は適宜速やかに行うものとする。

(情報セキュリティの確保及び個人情報の保護に関する事項)

第22条 法人は、情報セキュリティの確保及び個人情報の保護に関し、所要の規程等を整備するものとする。当該規程等には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

一 情報セキュリティの確保に関する事項

イ 情報システムのぜい弱性対策、アクセスログの定期的点検、情報リテラシーの向上など情報システムにまつわるリスクに対するコントロールが適切に整備・運用されていることを担保するための有効な手段の確保

ロ 情報漏えいの防止

二 個人情報の保護に関する事項

イ 個人情報の保護に係る点検活動の実施

ロ 東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号）の遵守

(情報の適切な管理及び公開に関する事項)

第23条 法人は、情報の適切な管理及び公開に関し、文書管理に関する規程を整備し、法人の意思決定に係る文書が適切に管理されることを担保するとともに、財務情報を含む法人情報のインターネット等での公開に関し、所要の規程等を整備するものとする。

第七章 附帯業務

第24条 法人は、安全管理、施設及び設備の維持管理等、第8条から第13条までに定める業務に附帯する業務を実施する。

第八章 業務の委託

(業務委託の基準)

第25条 法人は、その業務の効率的かつ効果的運営に資すると認めるときは、業務の一部を委託することができる。

(委託契約)

第26条 法人は、前条の規定により業務を委託しようとするときは、受託者との間に業務に関する委託契約を締結するものとする。

2 前項の契約においては、次の事項について定めるものとする。

一 委託業務名及び内容

二 実施期間

三 委託料

四 その他必要な事項

第九章 契約の方法

(契約の方法)

第27条 法人が行う売買、賃貸、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の方法により締結するものとする。

(入札及び契約に関する事項)

第28条 法人は、入札及び契約に関し、所要の規程等を整備するものとする。当該規程等には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 監事及び外部有識者（学識経験者を含む。）からなる契約監視委員会の設置
- 二 入札不調等により中期計画等の達成が困難となる場合の対応方針
- 三 談合情報がある場合の緊急対応
- 四 契約事務の適切な実施及び相互けん制の確立
- 五 随意契約とすることが必要な場合の明確化

第十章 役員等の損害賠償責任の一部免除

(役員等の損害賠償責任の一部免除)

第29条 法人は、役員又は会計監査人の地方独立行政法人法第19条の2第1項の賠償責任について、同条第4項に定める要件に該当する場合には、東京都知事の承認を得て、賠償責任額から東京都が設立する地方独立行政法人に係る地方独立行政法人法第十九条の二第四項に規定する条例で定める額を定める条例（令和2年東京都条例第9号）で定める額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第十一章 雑則

(その他の業務の方法)

第30条 法人の業務に関し必要な事項については、この業務方法書に定めるもののほか、理事長が別に定める。

附則

(施行期日)

この業務方法書は、東京都知事の認可のあった日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この業務方法書は、平成30年4月1日から施行する。

(内部規程等の整備の期限)

2 新たに内部規程等の整備及び改正が必要となる事項については、平成31年3月31日までに対応を実施する。

附則

(施行期日)

この業務方法書は、2020年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この業務方法書は、2021年4月1日から施行する。